**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**27**年**2月号**

**≪視点≫社会保険の適用拡大について**

　今年10月より、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が実施されます。また、実際にこの適用拡大についてのお問い合わせも徐々に増えてきたように感じます。ただし、被保険者の適用対象となる企業は「社会保険加入となる被保険者が501人以上」であることが条件になっているなど、中小企業において直接の影響を受けないところが大多数となります。

　今後、規模要件の変化なども考えられますが、今回の改正・実施の要点ついて考察したいと思います。

短時間労働者への適用拡大



　　※厚生労働省「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大（平成27年10月2日より）」

図のとおり、社会保険の適用拡大の主な要件が５つあり、平成28年10月時点で週３０時間以上の社会保険加入者が５０1人以上の企業が対象となります。また、基準についても３年以内に一度検討を加えるということで、今後の適用拡大の範囲がどう広がっていくのかが注目されます。

**CHECK！！**

現行の社会保険の制度で被保険者となる要件として「週３０時間以上」とありますが、社会保険適用上、正確には「①１日の勤務時間と②１ヶ月の勤務日数がそれぞれ一般社員の４分の３以上あれば被保険者とするのが妥当」とされています。

適用拡大の主な影響は？

　現行の社会保険制度においては、パートタイマーなどで「年収１３０万円未満、又は税制上の扶養である１０３万円以下で働いて家計を支える」という方も多いと思います。ただし、社会保険の短時間への適用が始まると、『年収106万円以上』という新しい基準が生まれることとなります。

　新しい基準が生まれることで、年収１０３万円以上１３０万円未満の中間層に新たに社会保険料徴収の可能性が出てくるため、「手取り収入確保のために働く時間を延長する」などの対応をするパートタイマーの方が増える見込みです。

　厚生労働省の調査によると、『社会保険が適用拡大された場合、現在の働き方を変更するか』という質問に対して、**61.8%が『変えると思う』**と回答しています。また、その場合の具体的な内容としては**『適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう働く時間を増やす』が26.7%**、『**適用されるよう働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える』が15.6%**、**『正社員として働く』が8.7%**となっているようです。

　お問い合わせは当事務所まで！

**―　注目の助成金**

キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）が拡充されました

　概要

　正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」という）する制度を労働協約または就業規則等に規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換した場合などに以下の額を助成するキャリアアップ助成金（正規雇用転換コース）が拡充され、助成額が増額となりました。計６コースあるキャリアアップ助成金のうち、3コースで拡充が行われましたが、今回は“正規雇用等転換コース”を紹介致します。

≪対象労働者≫

1. 雇用される期間が通算して６か月以上（無期雇用に転換する場合は６か月以上３年未満）の有期契約労働者
2. ６か月以上の無期契約労働者
3. 同一の業務について６か月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れている派遣先の事業所その他派遣就業場所において当該同一の業務に従事している派遣労働者
4. 有期実習型訓練を受講し、修了（総訓練時間数のうち、OFF-JT及びOJTの受講時間数が支給対象と認められた訓練時間数のそれぞれ８割以上あること）した有期契約労働者等

受給額の変更

1. 有期　→　正規：【改正前】一人当たり50万円⇒**【改正後】60万円**
2. 有期　→　無期：【改正前】一人当たり20万円⇒**【改正後】30万円**
3. 無期　→　正規：【改正前】一人当たり30万円⇒**【改正後】30万円**

受給までの流れ

1. キャリアアップ計画書を実施予定の１ヶ月前までに労働局長に提出

（計画期間は最長5年間。対象者の合計人数は、1年度1事業所あたり15人まで。）

1. キャリアアップ計画の実施
2. 対象労働者を転換

（転換の際に、賃金が５％以上アップすることも条件となっています。）

1. 転換後、６か月分の賃金を支払った日の翌日から起算して２ヶ月以内に、支給申請に必要な書類を添えて管轄の労働局へ支給申請

　　　お問い合わせは当事務所まで！